

令和5年9月議会 議案説明資料

目次

議案第187号 福岡市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部を改正する条例案… 1頁

総務企画局

福岡市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部を改正する条例案の概要

第 1 改正の理由

条例により、事務所等において書面によって掲示することを規定しているものについて、従来の方法に加えて、情報通信技術を利用する方法によって市民等の閲覧に供するために必要な事項を定め、市民等の利便性の向上を図るもの。

第 2 改正の内容

1 定義の追加（第 2 条関係）

掲示及び公示通知について追加する。

2 自動公衆送信等による掲示の追加（第 7 条関係）

条例等により、書面等を掲示することが規定されているものについて、書面等による掲示等に加え、インターネットを利用して公衆の閲覧に供するものとする旨の規定を追加する。

3 自動公衆送信等による公示通知の追加（第 8 条関係）

条例等により、公示の方法により通知することが規定されているものについて、インターネットを利用して公衆の閲覧に供するとともに、書面を事務所の掲示場に掲示する措置、または事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧ができる状態に置く措置をとるための規定を追加する。

4 その他の事項（第 3 条及び第 9 条から第 12 条関係）

その他規定の整備を行う。

第 3 施行期日

公布の日から施行する。

【下線部分が改正部分】

○福岡市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（令和3年福岡市条例第54号）

現行	改正案
<p>第1条（略）</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) ～ (9) （略）</p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>(10) 手続等 申請等、処分通知等、縦覧等又は作成等をいう。</u></p> <p>（電子情報処理組織による申請等）</p> <p>第3条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用した個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。<u>第8条において同じ。</u>）の利用その他の氏名又は名称を明らかに</p>	<p>第1条（略）</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) ～ (9) （略）</p> <p><u>(10) 掲示 条例等の規定に基づき市の機関等が書面等を掲示することをいう。</u></p> <p><u>(11) 公示通知 条例等の規定に基づき市の機関等が公示の方法により通知をすることによって、当該通知が当該通知の相手方に到達したものとみなされるものをいう。</u></p> <p><u>(12) 手続等 申請等、処分通知等、縦覧等、作成等、掲示又は公示通知をいう。</u></p> <p>（電子情報処理組織による申請等）</p> <p>第3条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用した個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。<u>第10条において同じ。</u>）の利用その他の氏名又は名称を明らかに</p>

<p>する措置であって規則等で定めるものをもって代えることができる。</p> <p>5・6 (略)</p> <p>第4条～第6条 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>する措置であって規則等で定めるものをもって代えることができる。</p> <p>5・6 (略)</p> <p>第4条～第6条 (略)</p> <p><u>(自動公衆送信等による掲示)</u></p> <p><u>第7条 掲示については、当該掲示に関する他の条例等の規定にかかわらず、書面等を当該条例等の規定に規定する場所において掲示するとともに、規則等で定めるところにより、当該書面等に記載された情報を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。次条第1項において同じ。）により公衆の閲覧に供するものとする。</u></p> <p><u>(自動公衆送信等による公示通知)</u></p> <p><u>第8条 公示通知については、当該公示通知に関する他の条例等の規定にかかわらず、当該条例等の規定において公示をすることが規定されている事項（以下この項において「公示事項」という。）を、規則等で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供するとともに、次の各号に掲げる措置のいずれかをとることによって行うものとする。</u></p> <p><u>(1) 公示事項が記載された書面を当該公示通知に関する他の条例等の規定に規定する事務所の掲示場に掲示する措置</u></p> <p><u>(2) 公示事項を当該公示通知に関する他の条例等の規定に規定する事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置</u></p>
--	---

<p>(適用除外)</p> <p><u>第7条</u> 次に掲げる手続等については、第3条から前条までの規定は、適用しない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 手続等のうち当該手続等に関する他の条例等の規定において電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが規定されているもの(第3条第1項、第4条第1項、第5条第1項又は前条第1項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。)</p> <p><u>第8条～第10条</u></p>	<p><u>2 前項の規定により行われた公示通知については、当該公示通知に関する他の条例等の規定により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該公示通知に関する条例等の規定を適用する。</u></p> <p>(適用除外)</p> <p><u>第9条</u> 次に掲げる手続等については、第3条から前条までの規定は、適用しない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 手続等のうち当該手続等に関する他の条例等の規定において電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが規定されているもの(第3条第1項、第4条第1項、第5条第1項、<u>第6条第1項、第7条</u>又は前条第1項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。)</p> <p><u>第10条～第12条</u></p>
--	--